○池田町広報紙有料広告掲載要領

平成１９年２月１日制定
平成１９年４月２２日一部改正
平成２０年２月１日一部改正
平成２０年１０月２１日一部改正
平成２１年４月１日一部改正
平成２４年１月１１日一部改正
平成３１年３月１日一部改正
令和２年２月１７日一部改正
令和３年５月１日一部改正
令和５年１０月１日一部改正

（趣旨）

第１条　池田町広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告の取扱いについては、池田町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成１９年２月１日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（掲載位置及び掲載枠等）

第２条　広報紙への広告（以下「広告」という。）の掲載位置は、毎号の広報紙ごとに、町が指定する位置とする。

２　広告を掲載する枠数は、広報紙１号につき２０枠以内とする。

３　前項の１枠の規格は、縦５．１ｃｍ×横８．５ｃｍとする。

（掲載の制限等）

第３条　広告は、広報紙１号を単位として最長で１２号まで連続して掲載することができる。ただし、町長が特に認めた場合は、１２号を超えて連続して掲載することができる。

２　広報紙１号当たりの広告の掲載枠の割り当ては、１団体等につき１枠とする。ただし、当該広報紙の広告が２０枠に満たないときは、満たない枠数の範囲内で１団体等が複数枠に掲載することができるものとする。

（申込み及び抽選等）

第４条　広告の掲載申込期限は、掲載を希望する広報紙の発行月（以下「希望月」という。）の前月（連続して複数号に連続して掲載を希望するときは、その最初の発行月の前月）の１５日とする。

２　広報紙１２号を超えて連続して広告の掲載を希望するものは、その１２号を超える月の前月に、あらためて申込みをしなければならない。

３　１号の広報紙において、広告（要綱第５条の要件を満たす広告に限る。）の掲載を希望する団

体等の数（要綱第４条の要件を満たす団体等に限る。）が、２０件を超えるときは、次の順序及び方法により、広告を掲載する団体等を決定するものとする。

（１）前回発行の広報紙から連続して当該広報紙への掲載決定を受けている団体等

（２）希望月の前月発行の広報紙に広告を掲載していない要綱第４条第１号に規定する団体等（希望月の前６カ月以内（以下「適用期間」という。）に掲載決定を受けることができなかった回数（適用期間に掲載決定を受けたことがある団体等は、希望月の直近の掲載決定を受けた月から希望月までに掲載決定を受けることができなかった回数）が多い団体等を上位とする。）

（３）希望月の前月発行の広報紙に広告を掲載している要綱第４条第１号に規定する団体等（適用期間に掲載決定を受けることができなかった回数（適用期間に掲載決定を受けたことがある団体等は、希望月の直近の掲載決定を受けた月から希望月までに掲載決定を受けることができなかった回数）が多い団体等を上位とする。）

（４）要綱第４条第２号に規定する団体等

（５）抽選

４　前項第５号の抽選の方法は、町長が指定する方法によるものとする。

５　第３項の規定により広報紙への掲載決定を受けることができなかった団体等であって、当該広報紙の次の号以降に再度掲載を希望するものは、第１項の申込み期限までに、あらためて申込みをしなければならない。この場合において、掲載しようとする広告の内容が前回の申込みの内容と同一であるときは、要綱第８条の規定に関わらず、広告案の添付を省略することができる。

（掲載料）

第５条　広告の掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、広報紙１号あたりの掲載１枠につき、次の表に定める額とする。

要綱第４条第１号に規定する団体等	２，５００円
要綱第４条第２号に規定する団体等	５，０００円
備考 広報紙６号以上に連続した広告の掲載をまとめて申込みをした場合は、 この表に定める額から、掲載料を１０％減額するものとする。 ただし、一括納付に限るものとする。	

２　掲載料の納付方法は池田町有料広告掲載申込書（別記様式第１号）により、毎月納付または一括納付を選択するものとする。ただし、一括納付であって、年度をまたぐ場合は現年度分と翌年度分に分割し、当該年度にそれぞれ納入通知書の発布をするものとする。

３　掲載料は、町長の指定する期日までに納付するものとし、納入通知書の発布は掲載許可の決定後速やかに行うものとする。

４　第１項の表備考の規定（以下「減額規定」という。）により掲載料を減額した場合において、要綱第１４条第１項第２号から第５号の規定による掲載決定の取消し等並びに広告主の責に帰する理由により、減額規定に掲げる要件を満たさなくなったときは、広告主は、当該減額後

の掲載料と減額のない場合の掲載料との差額を、町長の指定する期日までに納付しなければならない。

（広告内容等）

第６条　掲載する広告のデザイン、内容等は、広報紙のイメージを損なうことがないよう広告主と調整して掲載するものとする。

２　掲載する広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行うものとし、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

３　要綱第５条第１項第５号に規定する求人広告の掲載は、要綱第４条第１号に規定する団体等に限るものとする。

４　前項の広告においては、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

（１）求人広告を主としたものではなく、求人広告を表す掲載文、イラスト、写真、ロゴ等に係る面積が、１枠の規格の面積の３分の１以内であること

（２）応募条件、給与、勤務時間その他の募集情報を掲載していないこと

（広告原稿の作成および提出）

第７条　広告の原稿は、町が指定する期日までに、町が指定する方法で作成し、及び提出するものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行日）

１　この要領は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　広告の掲載申込み、原稿の提出その他広告を掲載するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則

この要領は、平成１９年４月２２日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２０年１０月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の第５条第１項の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係る減額について適用し、同日前の申請に係る減額の適用については従前の例による。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２４年１月１１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の第５条第１項の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係る減額について適用し、同日前の申請に係る減額の適用については従前の例による。

附　則

この要領は、平成３１年３月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年２月１７日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の第５条第１項の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係る掲載料について適用し、同日前の申請に係る掲載料については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和３年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。